

厚別区キャッチフレーズロゴマークの使用に関する要綱

令和2年6月1日厚別区市民部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、厚別区キャッチフレーズロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用方法等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの仕様)

第2条 ロゴマークのデザイン及び使用方法等は、別記「厚別区キャッチフレーズロゴマークマニュアル」のとおりとする。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、その使用の目的が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 厚別区の信用若しくは品位を害すると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 第三者に損害を与えると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令や公序良俗に反すると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第1号から第3号までに規定される者であるとき。
- (5) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 専ら営利のみを目的とした利用であると認められるとき。ただし、市民部長が特に認めたときは承認することができる。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民部長が不適切な使用と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ厚別区キャッチフレーズロゴマーク使用申請書（様式1）を提出し、市民部長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人が営利を目的とせず使用するとき。
- (2) 区がその業務の目的において使用するとき。
- (3) 区が共催又は後援する事業について、その共催又は後援を示す目的において使用するとき。
- (4) 区内の学校、保育園等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) その他市民部長が適当と認めたとき。

2 市民部長は、前項の規定による申請内容が適当と認めるときは、当該使用を承認する。この場合において、市民部長は、使用の承認に条件を付することができるものとする。

(使用承認の決定)

第5条 市民部長は、前条の申請を承認したときは、申請者に対し口頭又は文書により通知する。

(使用料等)

第6条 ロゴマークの使用承認の手続きに係る費用及び使用料は無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める仕様に沿って正しく使用すること。
- (2) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。

(使用承認の取消し)

第8条 市民部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって使用承認を受けたとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 市民部長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(使用者の責任)

第9条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責任において必要措置を講ずること。

2 ロゴマークの使用により使用者が被った損害又は第三者に与えた損害については、使用者が全ての責任を負う。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。